



すこやか介護

第10回テーマ

介護認定には有効期間があります

介護保険のサービスをご利用いただくための要介護認定及び要支援認定には有効期間があります。引き続き介護保険サービスを希望される場合は、要介護認定の更新申請を行ってください。有効期間を経過した場合、介護保険サービスが受けられなくなるおそれがあります。認定申請は、安芸高田市高齢者福祉課または、各支所窓口係にご相談ください。

要介護認定の流れ

- 要介護認定の申請をします**
本人または家族が申請できない場合は、居宅介護支援事業所等に代行してもらうことができます。
- 訪問調査**
心身の状態を調べるため、居宅において聞き取り調査を実施します。
- 主治医意見書**
主治医から医学的所見に基づいた意見書が提出されます（市から主治医に依頼します）。
- 認定審査会**
医師、保健福祉関係者等で構成する認定審査会において、介護がどの程度必要な状態かを判定します。
- 認定結果と保険証が届きます**
- 介護保険サービスの利用**

安芸高田市 介護保険の利用状況（給付費は1か月分の額）

区分	平成27年		平成26年	
	1月末	1月末	1月末	1月末
認定者数	2,710人	2,749人		
利用者数	2,348人	2,283人		
居宅サービス利用者	1,654人	1,651人		
地域密着型サービス利用者	145人	100人		
施設サービス入所者	549人	532人		
利用額（給付費）	315,706千円	310,084千円		
居宅サービス給付費	148,374千円	152,856千円		
地域密着型サービス給付費	20,734千円	30,518千円		
施設サービス給付費	136,814千円	136,494千円		
一人当たり利用額（給付費）	143,011円	144,172円		
居宅サービス給付費	89,706円	92,584円		
地域密着型サービス給付費	210,472円	207,338円		
施設サービス給付費	249,205円	256,567円		

【居宅サービス】
ホームヘルパーやデイサービス等、自宅などで受ける介護サービス

【地域密着型サービス】
小規模多機能型サービスや、グループホーム

【施設サービス】
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設で受けるサービス

【給付費】
介護サービスに要した費用の9割の額で、介護保険が負担した金額

高齢者福祉課介護保険係 ☎42-5618

安芸高田市と安芸高田警察署が警察署使用不能時における施設提供に関する協定の調印を行いました

危機管理課 ☎42-5625

2月2日（月）安芸高田市役所において、安芸高田市長と安芸高田警察署長との間で、「警察署使用不能時における施設提供に関する協定」の調印が行われました。

これは、大規模地震等により災害が発生し、警察署庁舎が使用不能になった場合、安芸高田市が所有する公共施設の一部を提供し、警察業務が速やかに遂行できるようにするための協定です。



調印を行い握手をする川上安芸高田警察署長と浜田市長

株式会社安芸大谷製作所様から寄附をいただきました

合わせて200万円分の寄附をいただきました

株式会社安芸大谷製作所様（代表取締役…大谷徹様、所在地…向原町坂、旧社名…株式会社東京濾器大谷製作所）から、たくさんの寄附をいただきました。

教育活動に役立ててもらいたいとの思いから、向原小学校、向原中学校に各100万円分の学習教材などを寄附してくださいました。

【寄附の内容】

- ・向原小学校（発表ボード、書画カメラ、電波時計、テレビ、保健室ブラインド、草刈機ほか）
- ・向原中学校（都道府県学習カード、拡声器、冷蔵庫、液晶テレビ、丸椅子、カーテンほか）

寄附していただいた教材や用品は大切に使用させていただきます。本当にありがとうございました。



4月2日は「世界自閉症啓発デー」です 4月2日から8日は「発達障害啓発週間」です

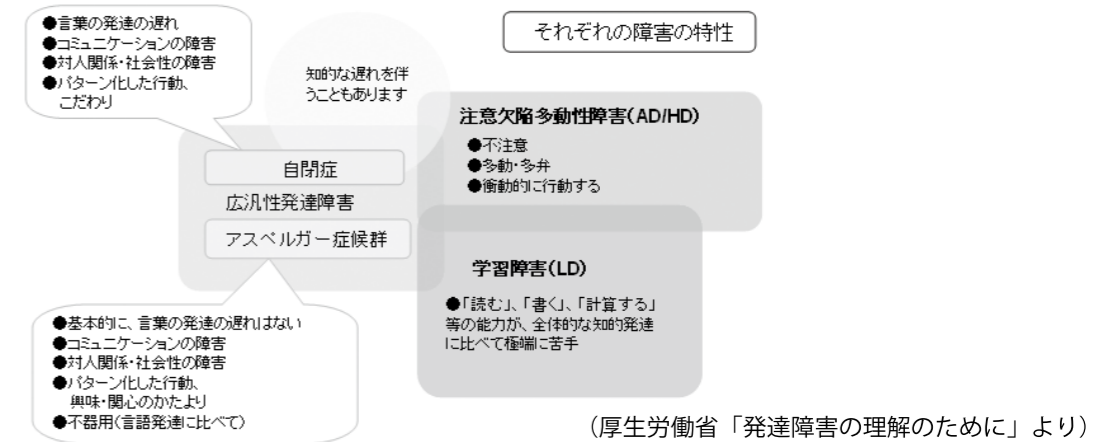
社会福祉課 ☎42-5615

自閉症をはじめとする発達障害は、脳機能の発達に関係する障害です。発達障害は障害の特性が分かりにくいというえ、複数の障害が重なって現れることもあるため、誤解を受けやすく、生活のしづらさを感じている場合も少なくありません。

その人が抱えている障害の特性を理解したうえで、その人に合った配慮、支援を行うことにより、発達障害のある方やご家族がより生活しやすくなります。

啓発デー・啓発週間を契機として、発達障害への理解を深めていただきますようお願いします。

■発達障害について



市職員による「まごころ代行サービス」のご利用について

財政課 ☎42-5623

「まごころ代行サービス」とは？

安芸高田市では、市職員による「まごころ代行サービス」により、「やさしく開かれた市役所づくり」を直接顔が見えるサービスの提供に努めています。

「まごころ代行サービス」とは、一人を外出することが困難な高齢の方などに代わり、市職員が「まごころ代行員」となり、市の発行する証明書等の代理申請や、市役所への提出物の預かりなどを行うサービスです。

利用できる代行員は…

市役所本庁及び支所等に勤務する市職員です。

利用対象者は…

一人を外出することが困難な、いわゆる交通弱者で、次のいずれかに該当する市民です。

- 65歳以上の高齢の方
- 障害のある方
- その他、市長が対象者と同等の状態にあると認められた方

「まごころ代行サービス」のご利用の際は、近隣の市職員へ依頼していただくか、市役所財政課または、お住まいの地域の民生委員にお気軽にご相談ください。

「まごころ代行サービス」のサービスの内容は…

- ① 次の証明書等の代理申請及び自宅等への配達
 - 住民票
 - 戸籍証明書【戸籍謄本・抄本】
 - 戸籍証明書【戸籍簿本・抄本】
 - 本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母分のみ
 - 戸籍附票
 - 本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母分のみ
 - 印鑑登録証明書
 - 所得・課税・納税証明書
- ② 保健医療関係、福祉関係に関する申請、その他の手続き
- ③ 市役所への提出物の預かり及び簡易な依頼等への対応

（本人・同一世帯のみ）